

第五次基本計画の分野別計画書の様式案（抜粋）

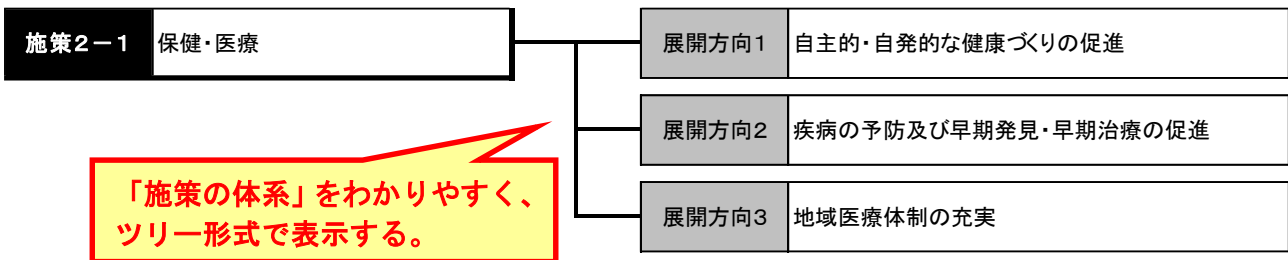
基本施策2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

施策2-1 保健・医療

第三次基本構想と第五次基本計画との関係を明確化するため、第三次基本構想の基本施策の内容を記載する（第四次基本計画では、基本構想とは別の文言で「施策のめざす姿」を表記している）。

＜施策の内容及び体系＞

市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。



「施策の体系」をわかりやすく、ツリー形式で表示する。

＜施策の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典	現状値	目標値 (令和13年)
65歳健康寿命(要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合)	歳	東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」	男性:83.29 女性:86.46 (平成30年)	男性:● 女性:●
健康づくりに取り組んでいる人の割合	%	市民意識調査【新規項目】	● (令和●年度)	●
≡			55.5 (平成29年)	●

施策の進捗状況を測定するための指標は、当該施策の中心的な事業に関する指標を、施策ごとに2～3個設定する。

＜現状と主要課題＞

○当市は、すべての市民が生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送ることができるまちを目指し、自立した生活を送ることができる年齢とされている「健康寿命」のさらなる延伸を図るとともに、健幸¹都市の実現に向けた市の取組みを推進していくことを目的として、平成31(2019)年3月に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定しています。

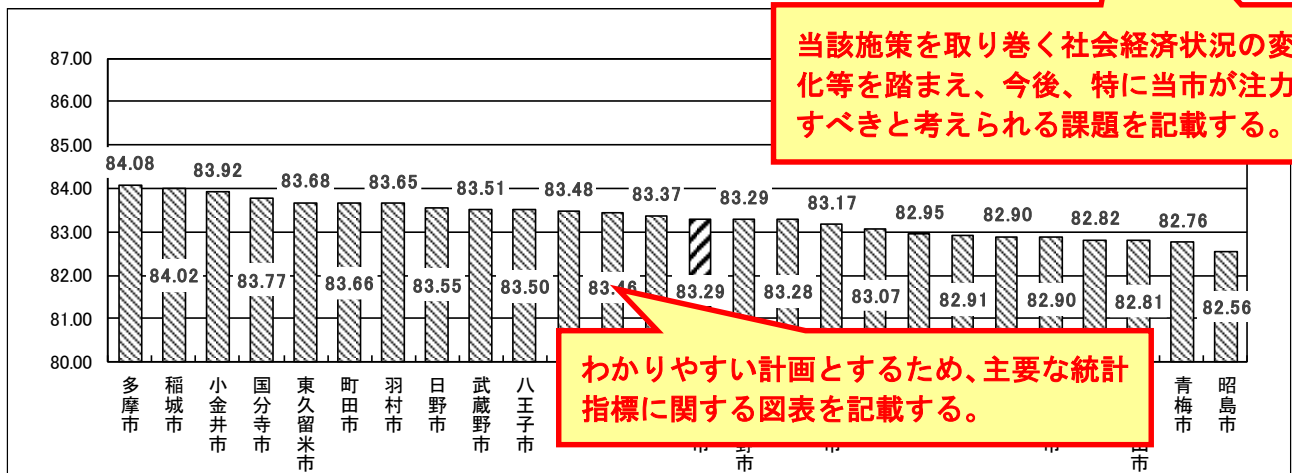
○同方針では、健幸都市の実現に向け、厚生労働省の「健康寿命延伸計画（2019～令和7(2025)年度）」に準じ、令和22(2040)年まで（男性86.24歳、女性89.41歳）、また、同時に多すことを目標に掲げています。

当該施策に関わるこれまでの当市の主要な取組みの概要や主要な統計指標の推移等を記載する。

¹ 「健康」と「幸せ」は、すべての人の願いであるとの考えから、「健幸＝健康で幸せ」を意味した造語。

○今後、高齢化の進展等に伴い、健康寿命の延伸に取り組む重要性がより一層高まっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯の各時期に応じた健康の保持・増進に資する取組みの充実を図る必要があります。

図表 65歳健康寿命の都市間比較
(要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合)



出典：東京都福祉保健局「平成30年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

＜施策の展開方向＞

【展開方向1】自主的・自発的な健康づくりの促進

市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族・地域で健康を育み合えるよう、自主的・自発的な健康づくり活動に対する支援を推進します。

＜手段＞

- ◆ 健幸都市の実現に向け、「東大和市健康増進計画」に基づき、市民が主体的に健康づくりに取り組める身体活動の機会等の充実を図ります。
- ◆ より多くの市民の健康増進や適切な食生活の推進を図るため、市民・事業者・学官民の連携・協働に根ざした取組みを推進します。

● 施策を達成するための取組を「施策の展開方向」として整理する（第四次基本計画の「施策の基本方針」に該当）。

● 目的と手段の関係を明確化するため「手段」を明記し、その中で具体的取組について記載する。

【展開方向2】疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進

市民が病気から速やかに回復できるよう、「二次予防（健康診査等による早期発見・早期治療）」の充実を図ります。

市民及び事業者との協働の視点から、市民及び事業者の役割について、内容を絞って別枠で表示する。

協働のまちづくりを進めるために —市民・事業者に期待される役割—

- 市民は、「自分の健康は自分で守る」ことを基本として、健康づくりに努め、自らの健康を管理します。
- 事業者は、従業員等への健康管理に努め、健康づくりの推進に努めます。

第1節 保健・医療の充実

施策のめざす姿

- 市民が、心身ともに健康に暮らしています。
- 市民が、必要なときに、適切な医療を受けることができます。

「これまでの主な取り組み」については、第五次基本計画では「現状と主要課題」の中で記載するため、項目としては設けない。

これまでの主な取り組み

【健康課】

- 妊産婦、乳幼児、保護者を対象に訪問指導、健康相談、健康教育等を実施しています。
- 妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進のために、各種健康診査を実施しています。
- 市民の健康の保持・増進や健康知識の啓発のために、健康講座等を実施しています。
- 疾病の予防や生活習慣病発症を遅らせるために、各種検診を実施しています。

「現状と課題」については、「施策の基本方針」と適切に対応していないことや、「施策の基本方針」に比べて記述が過剰なことを踏まえ、第五次基本計画では内容を絞り込む。

現状と課題

- 少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、市民のライフステージ¹や性差、社会経済的状況等の違いに対応し、市民一人ひとりの視点を重視しつつ関係機関が協力した多様な健康づくりを総合的に展開していく必要があります。
- 健康を支え守るために、地域や世代間の相互扶助、地域や社会との関わり、職場の支援等が機能する社会環境の整備が必要です。
- 市民の健康増進を形成する基本的要素となる栄養・食生活、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に向けた働きかけを行う必要があります。
- 生活習慣の基礎が形成される乳幼児期から、生活習慣病²の予防や生活習慣病発症を遅らせる

ることができるように、心と体の基礎を育てる生活リズムを整えることができる取り組みを、地域・家庭などで継続的に働きかけていくこと

環境が大きく変化してきてきた中で母子保健サービスの充実が、保健・医療・福祉・教育が連携して取り組む必要があり、活力ある地域社会を築くためにも母子保健の充実が、重要な課題となっています。

- 健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）を伸ばすため、生活習慣病予防対策の推進や社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上が重要となっています。

- 市民が自立した日常生活を営むことができるよう、ライフステージに応じ、心身機能の維持・向上を図り、自殺対策も含めた生活支援も重要となります。
- 生活習慣病の予防及び重症化予防のため、予防対策の充実を図る必要があります。

- 住み慣れた地域で、市民がいつでも安心して医療サービスが受けられるように、関連施策の連携を推進し、関係機関の連携強化の体制づくりを検討する必要があります。

- 地域保健を取り巻く環境は、人口構造の急激な変化、住民生活スタイルの多様化、非感染性疾患の拡大、健康危機管理事業の委容や関連する制度の改正等大きく変化しており、従来の行政サービス体系のみでは、多様化・高度化する市民のニーズに応えることは困難となっています。住民主体の取り組みにより効果をあげることも重要となり、住民主体の保健活動の推進を図るとともに、保健医療の情報を提供する必要があるとあります。

- 災害に備え、平常時から災害時の保健・医療・福祉活動が効果的・効率的に行えるよう、関係機関との情報共有体制の強化を図り、危機事案発生時における重層的・分野横断的対応が可能となるように体制を構築する必要があります。

1 ライフステージ：人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階。

2 生活習慣病：生活習慣が発症に深く関与していると考えられている疾病群。

「施策の基本方針」については、内容が見出しレベルとなっているため、第五次基本計画では、「施策の展開方向」の中で、より具体的に記載する。

施策の体系

- 2-1 保健・医療の充実
 - 2-1-1 健康づくりの推進
 - 2-1-2 保健・予防対策の充実
 - 2-1-3 保健・医療体制の充実
 - 2-1-4 生活環境衛生の向上

施策の基本方針

- 1 健康づくりの推進

健康づくりの意識啓発に努めます。
食育推進の充実を図ります。
- 2 保健・予防対策の充実

母子保健の充実を図ります。
成人保健の充実を図ります。
予防接種の充実を図ります。

主な成果・活動指標

成果・活動指標名	指標設定の考え方	現状値	目標値 (平成33年度)
各乳幼児健康診査受診率	乳幼児の健康管理をする保護者である市民の意識の伸びを測ることができる指標として設定。受診率は現状、90%を超える高水準にあることから、現状維持	3~4か月児健診 94.90% 1歳6か月児	現状維持

●市民及び事業者の役割は、実行性を担保することが難しいことから、第五次基本計画では、内容を絞って記載する。
●行政の役割は、「施策の展開方向」と内容が重複するため、第五次基本計画では掲載しない。

役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら健康を管理します。 ○定期健診を受診します。 ○体を動かすなどの健康づくりに努めます。 ○健全な食生活を送ります。 ○健康についての講演会、教室等へ参加します。 ○かかりつけ医³・歯科医⁴・薬局⁵を持ちます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は健康診査の受診率、労働環境の向上に努めます。 ○安全で質の高い医療を提供します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○健（検）診の体制づくりを図ります。 ○健康づくりの情報を提供します。 ○健康相談を行います。 ○保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関との連携を図ります。